

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金

(天然ガス自動車導入費補助事業及び非事業用

天然ガス燃料供給設備設置費補助事業)

交付規程

社団法人 日本ガス協会

クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金
(天然ガス自動車導入費補助事業及び非事業用天然ガス燃料供給設備設置費補助事業)
交付規程

(通則)

第1条 クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(天然ガス自動車導入費補助事業及び非事業用天然ガス燃料供給設備設置費補助事業)(以下「補助金」)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、経済産業大臣が定めたクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、社団法人日本ガス協会(以下「協会」という。)が補助金の交付を行う事業(以下「補助事業」という。)の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「クリーンエネルギー自動車」とは、電気自動車、ハイブリッド自動車及び天然ガス自動車をいう(輸入車を含む)。
- 二 「クリーンエネルギー自動車等」とは、クリーンエネルギー自動車及び燃料等供給設備をいう。
- 三 「天然ガス自動車」とは、天然ガス(メタン発酵により生じたバイオガスを含む。)を原動機の燃料として用いる検査済自動車(道路運送車両法第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。)、小型特殊自動車(道路運送車両法第3条に規定する小型特殊自動車であつて、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けているものに限る。)又は原動機付自転車(道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であつて、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けているものに限る。)をいう。
- 四 「燃料等供給設備」とは、クリーンエネルギー自動車に燃料等として電気又は天然ガスを供給する設備をいう。
- 五 「非事業用天然ガス燃料供給設備」とは、主として設置者等が使用する天然ガス自動車に天然ガスを供給する設備をいう。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 協会は、天然ガス自動車の導入及び非事業用天然ガス燃料供給設備の設置に要する経費のうち、補助金の交付の対象として協会が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。ただし、天然ガス自動車導入費の消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

2 補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付額)

第5条 前条第1項に掲げる天然ガス自動車の導入及び非事業用天然ガス燃料供給設備の設置に要する経費に係る補助金交付上限額は、別表2のとおりとし、天然ガス自動車の銘柄ごとの補助金交付上限額は別に定める。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に協会が指定する日までに、天然ガス自動車導入については様式第1-1、非事業用天然ガス燃料供給設備設置については様式第1-2による補助金交付申請書を協会に提出しなければならない。

2 申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

一 別表3の申請要件を満たしていること。

二 申請は、天然ガス自動車は1台毎、燃料供給設備は1設備毎に行われていること。

三 別表4に定める書類が添付されていること。

四 補助金の交付を申請する事業及びその支払いが、当該補助金の交付を申請する日が属する会計年度の3月20日までに完了する見込みであること。

五 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請をすること。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

六 国の他の補助金と重複して申請していないこと。

七 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事等を含む。）がある場合、別に定める方法により利益等を排除して交付申請をすること。ただし、申請時において利益等の金額が明らかでないものについては、この限りでない。

八 補助対象経費の支払が手形によるものではないこと。

九 天然ガス自動車を導入する場所が天然ガスの供給を受けられる地域であること。

(交付の決定)

第7条 協会は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、協会は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

2 協会は、第1項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

3 協会は、第1項の規定による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項第五号により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

4 協会は、前条第2項第五号のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

5 協会は、前条第2項第七号ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、別に定める方法により計算される利益等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内に様式第3による補助金交付申請取下書を協会に提出しなければならない。

(契約等)

第9条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(計画変更の承認等)

第10条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第4による補助事業計画変更等承認申請書を協会に提出し、様式第5による補助事業計画変更承認通知書により承認を受けなければならない。

一 補助事業の内容を変更しようとするとき。

二 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

三 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 協会は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、速やかに様式第6による補助事業遅延等報告書を協会に提出し、その指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

第12条 補助事業者は、協会が必要と認めて要求したときは、様式第7による実施状況報告書を協会が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（当該補助事業に係る補助事業者の補助対象経費全額の支払い完了をもって補助事業の完了とし、第10条第1項第三号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日を経過した日又は3月25日のいずれか早い日までに、天然ガス自動車導入については様式第8-1、非事業用天然ガス燃料供給設備設置については様式第8-2による実績報告書を協会に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業が協会の会計年度内に完了しなかった場合は、翌会計年度の4月10日までに天然ガス自動車導入については様式第9-1、非事業用燃料供給設備設置については様式第9-2による補助事業年度末実績報告書を協会に提出しなければならない。

4 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ協会の承認を受けなければならない。

5 第1項の実績報告に必要な添付資料は別表5に定める。

(補助金の額の確定等)

第14条 協会は、前条第1項の補助事業実績報告書を受領したときは、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第10条第1項の規定に基づく承認をしたときには、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第10による補助金の額の確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 協会は、前項の場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その額を超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 非事業用天然ガス燃料供給設備設置に係る補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書をすみやかに協会に提出しなければならない。

- 2 協会は、前項の報告書の提出を受けた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前条第3項の規定は前項の返還の規定について準用する。

(補助金の支払)

第16条 協会は、第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、経済産業省から当該事業に係る補助金の交付を受けたときは、遅延なく補助事業者に補助金を支払うものとする。

- 2 協会は、前項の規定により補助事業者へ補助金の支払いをするときは、補助事業者の提出した実績報告書に記載された補助金の支払先に補助金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 協会は、第10条第1項第三号の規定による計画変更の申請があった場合又は次の各号の一に該当すると認められる場合は、第7条第1項の規定による決定の全部又は一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく協会の処分若しくは指示に違反した場合。
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合。
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 前項の規定は、第14条第1項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
 - 3 協会は、第1項に基づく取消しをしたときには、様式第12による交付決定取消通知書により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- 4 協会は、第1項の規定による取消しをした場合において、その当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、様式第13による補助金返還命令書により、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じる。
- 5 協会は、第4項の返還を命じる場合は、第1項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 6 補助事業者は、第4項の補助金の返還の命令を受けた場合、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
- 7 第4項の規定に基づく補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

（取得財産等の管理等）

- 第18条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第14による取得財産等管理台帳・取得財産等明細書を備え管理するとともに、本表写しを第13条第1項に定める実績報告書に添付して提出しなければならない。
 - 3 協会は、本規程に準じた天然ガス自動車等導入費補助事業管理規程を作成して補助事業者に通知し、取得財産等の適正な管理を促すものとする。

（財産処分の制限等）

- 第19条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、天然ガス自動車及び取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間とおりにする。
 - 3 補助事業者は前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ様式第15による財産処分承認申請書を協会に提出し、様式第16による財産処分承認通知書により承認を受けなければならない。
 - 4 協会は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を協会に納付させることができる。
 - 5 補助事業者は、補助金交付の目的が達成できない場合は、自己の責によらない場合を除き、補助金を全額返納しなければならない。
 - 6 第4項及び第5項の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

(補助金の経理等)

第20条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分した上、会計帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(協会による調査)

第21条 協会は、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、補助事業者に対して所要の調査等を行うことができる。

2 補助事業者は、協会が必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(その他必要な事項)

第22条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は、協会が別にこれを定める。

(附 則)

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成17年4月1日）から施行する。

(別表1)

補助対象経費及び補助率

補助対象経費		補助率
<p>I. 天然ガス自動車導入費 (路線バス等(注1)、ハイヤー、タクシーを除く。)</p> <p>① 天然ガス自動車として設計・製造されたもの。(初度登録前のものに限る。) 天然ガス自動車と同種の一般の自動車との差額</p> <p>② 既存自動車を天然ガス自動車に改造したもの(初度登録前のものに限る。) 以下に掲げる経費であって、算定根拠が明確であるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部品費 ポンペ、燃料配管・関連機器、その他改造に必要な部品等 ・ 工事費 車体(シャシー)改造、エンジン改造、ポンペ搭載、燃料配管・関連機器の取り付け、その他改造に必要な工事費 ・ 設計費 設計に係る試作及び設計図書の作成に要する費用、その他改造の設計に必要な係る費用(複数台の改造に設計図書を共有できる場合は、これを考慮して1台当たりの設計費を算定して申請すること。) ・ 検査費 必要な性能試験及び所定の検査費 ・ 諸費用 改造に必要不可欠な手続等に要する費用 <p>③ 使用過程車(注2)を天然ガス自動車に改造したもの。 上記②に掲げる経費であって、算定根拠が明確であるもの。</p>		<p>① 1/2以内</p> <p>② 1/2以内</p> <p>③ 1/3以内</p>
<p>II. 非事業用天然ガス燃料供給設備設置費(新設に限る。)</p> <p>別記に掲げる経費であって、算定根拠が明確であるもの。</p>	<p>主として路線バス及び塵芥車に供給する設備</p>	<p>2/3以内 (注3)</p>
	<p>上記以外の設備</p>	<p>1/2以内</p>

(注1) 路線バス等とは、都市内を運行する路線バス、高速道路等を経由し、都市間を結ぶ都市間バスなどのように、運行する時間と経路をあらかじめ定め、不特定多数の旅客を乗り合わせて行う旅客自動車運送に供する事業(道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業)をいう。

(注2) 使用過程車とは、今現在自ら使用している、あるいは自ら所有している車両をいう。以下「使用過程車」という。

(注3) 小型充填設備を除く。

[別記]

<p>非事業用天然ガス 燃料供給設備設置費</p>	<p>受電設備、受電設備、構内ガス導管、ガス圧縮機、蓄ガス器、 ディスペンサー、ガス圧縮機用冷却装置、計装空気圧縮機、 サクシヨンスナッパー、冷却散水ポンプ及び貯水槽、付属配管、 制御装置、障壁、万代塀、キャノピー、液化天然ガス貯蔵タンク、 液化天然ガスポンプ、液化天然ガス充てん設備気化器、付臭装置、 サージタンク、その他液化天然ガスを燃料として当該自動車に供 給するために必要な設備、上記設備の設置に伴い直接必要となる 都市ガス本支管工事負担金、工事費、設計費等</p>
-------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(別表2)

補助金の交付上限額

1. 天然ガス自動車

(1) 別表1のI. ①に該当する天然ガス自動車

別表1で規定する補助対象経費の1/2以内、又は同種の一般の自動車本体価格の1/2の額のいずれか低い方を補助金上限額とする。(注1)(注2)

(2) 別表1のI. ②に該当する天然ガス自動車

別表1で規定する補助対象経費の1/2以内、又は既存自動車の価格の1/2の額のいずれか低い方の額を補助金上限額とする。(注2)

(3) 別表1のI. ③に該当する天然ガス自動車

別表1で規定する補助対象経費の1/3以内、又は現行の同車種の補助対象経費の1/3の額のいずれか低い方の額とする。(注2)

(注1) 車両本体価格に値引きがあった場合は、以下の計算式により補助金額を算定する。

$$\{(同種の一般の自動車との差額) - (車両本体価格の値引き額)\} \times 1/2$$

(注2) 補助金上限額及び補助金の算定は1万円未満を切捨てる。

2. 非事業用天然ガス燃料供給設備

区 分	補助金上限額
小型充填設備 (注)以外の設備	<ul style="list-style-type: none">• $X \leq 150$ の場合 $Y = 36$• $150 < X \leq 500$ の場合 $Y = 0.140X + 15$• $500 < X$ の場合 $Y = 0.074X + 48$ <p>X : 圧縮機定格能力 (m³/h) Y : 補助金交付限度額 (百万円未満切捨て) ただし、主として路線バス及び塵芥車の用に供する設備 (ただし、小型充填設備を除く。) については、上記算定式で得られた金額 (百万円未満切捨て前) に3分の4を乗じた額をその上限額とする。(百万円未満切捨て)</p>
小型充填設備	$B = 32.5A + 70$ <p>A : 圧縮機定格能力 (m³/h) B : 補助金交付限度額 (1万円未満切捨て) ただし、圧縮機定格能力 (m³/h) は電源周波数50Hzで運転した場合の定格能力</p>

(注) 小型充填設備とは、ガス工作物である昇圧供給装置のことをいう。

(別表3)
補助金の申請要件

申請者の区分	補助対象	申請要件
<p>1. 法人及び個人事業者</p> <p>(注1) 自動車導入費については、地方公共団体及び地方公共団体が50%以上を出資する法人を除く。</p> <p>(注2) 燃料等供給設備設置費については、地方公共団体及び地方公共団体が出資する法人を含む。</p>	<p>天然ガス自動車導入費</p>	<p>次の要件①及び②、又はすべてを満たすこと</p> <p>①初度登録前の車両又は使用過程車であること。</p> <p>②事業の用に供されること。</p> <p>③リース会社にあつては、月々のリース料金に補助金相当額分の値下がりが反映されること。</p>
	<p>非事業用天然ガス燃料供給設備設置費</p>	<p>次の要件をすべて満たすこと</p> <p>①主として設置者又はその構成員等が使用する天然ガス自動車に天然ガスを供給するために必要な設備であること。</p> <p>②他の天然ガス燃料供給設備の利用が困難であること。</p>
<p>2. 個人</p>	<p>天然ガス自動車導入費</p>	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①初度登録前の車両又は使用過程車であること。</p> <p>②年間走行距離が6千km相当以上であること。</p> <p>③申請の時点で、6カ月以上所有又は使用している既存の車両を買い換え又は天然ガス自動車に改造すること。</p> <p>既存の車両は次の要件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存車両の名義は原則として申請者本人のものとする。申請者本人でない場合は、申請者の血族と姻族の二親等以内のもので、申請者と車両名義者との関係を証明する書類（住民票の写し等）を添付できるもの。 ・申請時点で廃車をしている場合は、廃車理由として自然災害、事故、盗難のみ対象とし、それを証明できる書類（写し、証明書の日付から1ヶ月以内のもの）の提出ができるもの。 ・申請時点で車検が切れている場合は、廃車、抹消、名義変更等されておらず、車検が切れた日から1ヶ月以内のもの。
	<p>非事業用天然ガス燃料供給設備設置費</p>	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①主として設置者が使用する天然ガス自動車に天然ガスを供給するために必要な設備であること。</p> <p>②他の天然ガス燃料供給設備の利用が困難であること。</p>

(別表4)

申請に必要な添付書類

1. 天然ガス自動車導入費の補助金交付申請をする場合の添付書類

(1) 申請者が法人（地方公共団体が出資する法人を含む）及び個人事業者の場合

・法人の場合

- ①登記簿謄本、現在事項（又は、履歴事項）全部証明書等（発行から3カ月以内のもの、写し）
- ②車両購入の見積書又は注文書、契約書等の写し
- ③車両を貸与する目的で取得するものについては、道路運送車両法第80条第2項に定める許可証の写し
- ④地方公共団体からの出資比率を証明するもの（地方公共団体の出資する法人に限る）
- ⑤その他協会が定めるもの

・個人事業者の場合

- ①車両購入の見積書又は注文書、契約書等の写し
- ②車両を貸与する目的で取得するものについては、道路運送車両法第80条第2項に定める許可証の写し
- ③直近の確定申告書B又は開設証明の写し
- ④その他協会が定めるもの

(2) 申請者が個人の場合

- ①車両購入の見積書又は注文書、契約書等の写し
- ②自動車検査証の写し、整備記録簿の写し
- ③その他協会が定めるもの

2. 非事業用天然ガス燃料供給設備設置費の補助金交付申請をする場合の添付書類

(1) 申請者が法人（地方公共団体が出資する法人を含む）の場合

- ①登記簿謄本、現在事項（又は、履歴事項）全部証明書（発行から3カ月以内のもの、写し）
- ②申請する施設に係る設計図書の写し
- ③申請する施設に係る費用の見積書の写し
- ④その他協会が定めるもの

(2) 申請者が地方公共団体、個人事業者及び個人の場合

- ①申請する施設に係る設計図書の写し
- ②申請する施設に係る費用の見積書の写し
- ③直近の確定申告書B又は開設証明の写し（個人事業者の場合）
- ④その他協会が定めるもの

(別表5)

実績報告に必要な添付書類

1. 天然ガス自動車実績報告に必要な添付書類

(1) 申請者が法人及び個人事業者の場合

- ①自動車検査証の写し
- ②当該車両販売会社との契約書の写し、注文書の写し又は請求書の写し等
- ③車両代金支払証憑の写し(注)
- ④リース会社にあつては自動車賃貸借契約書の写し
- ⑤取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式第14)の写し
- ⑥その他協会が定めるもの

(2) 申請者が個人の場合

- ①自動車検査証の写し
- ②当該車両販売会社との契約書の写し、注文書の写し又は請求書の写し等
- ③車両代金支払証憑の写し(注)
- ④取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式第14)の写し
- ⑤その他協会が定めるもの

2. 非事業用天然ガス燃料供給設備設置工事費の実績報告に必要な添付書類

- ①設備設置工事代金支払証憑の写し(注)
- ②請求書の写し(内訳明細のあるもの)
- ③消防法に基づく給油取扱所完成検査済証の写し、高圧ガス保安法に基づく製造施設等完成検査証の写し等当該設備の完成を証明する書類の写し
- ④取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(様式第14)の写し
- ⑤その他協会が定めるもの

(注)・支払証憑の写しは、申請者宛ての領収証(購入者が受け取ったものの写し)、又は銀行振込み等で領収証の無いものについては、銀行発行の振込み証明書(振込金受取書等の写し)等とする。

支払証憑の写しには次のものを含む。

- ・代金を補助対象経費以外のものと区分けせずに支払った場合は、支払証憑とは別に内訳明細表。
- ・下取車を車両代金の一部に充当した場合は、査定士による「適正下取価格」が銘記された車両販売会社発行の「下取車入庫証明書」(様式は別に定める。)
- ・申請者が車両代金の支払いのため銀行又はクレジット会社のローンを利用した場合は、車両販売会社から銀行又はクレジット会社宛ての領収証に申請者名が明記され、当該申請車両代金の支払いが確認できるもの。
- ・コンピューターによる振込みの場合には、領収証又は銀行発行の「振込み受託書」(写し、振込完了が記載されているもの)。